

○ 総務省令第一号  
　　經濟産業省

統計法（平成十九年法律第五十三号）第十八条及び統計法施行令（平成二十年政令第三百三十四号）別表  
第一の一の項の規定に基づき、経済センサス活動調査規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年一月六日

総務大臣 川端 達夫

經濟産業大臣 枝野 幸男

經濟センサス活動調査規則の一部を改正する省令

經濟センサス活動調査規則（平成二十三年総務省令第一号）の一部を次のように改正する。

第五条各号列記以外の部分中「国及び地方公共団体の事業所以外の」を削り、「属する事業所」の下に「（国及び地方公共団体の事業所以外の事業所で警戒区域等をその区域に含む調査区内にあるもの並びに国及び地方公共団体の事業所を除く。）」を加え、同条に次の一項を加える。

2 前項に規定する「警戒区域等」とは、東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平

洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）に関する原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第二百五十六号）第十五条第三項又は第二十条第三項の規定により内閣総理大臣又は原子力災害対策本部長（同法第十七条第一項に規定する原子力災害対策本部長をいう。）が市町村長（特別区の長を含む。以下同じ。）又は都道府県知事に対して行つた次の各号に掲げるいずれかの指示の対象となつた区域をいう。

一 原子力災害対策特別措置法第二十八条第二項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第六十三条第一項の規定による警戒区域の設定を行うことの指示

二 住民に対し避難のための立退きを行うことを求める指示、勧告、助言その他の行為を行うことの指示

第七条第二項中「（特別区の長を含む。以下同じ。）」を削る。

第十条第一項の表一の項第一欄中「法人以外の団体の調査事業所」の下に「（いざれも指定地域（東日本大震災の影響により経済センサス活動調査の実施に大きな支障が生じている地域として総務大臣及び経済産業大臣の定める地域をいう。以下同じ。）内にあるものを除く。）」を加え、同表一の項第四欄中「総務大臣及び経済産業大臣の定める地域」を「積雪地域（積雪の度が高い地域として総務大臣及び経済産業大臣の

定める地域をいう。以下同じ。」に改め、同表一の項第五欄中「総務大臣及び経済産業大臣の定める地域」を「積雪地域」に改め、同表五の項を次のように改める。

	五　企業の調査事業所のうち次に掲げるもの、外国の法人の調査事業所及び法人以外の団体の調査事業所（企業の調査事業所のうちイからハまでに掲げるもの、外國の法人の調査事業所にあつては指定地域内にあるものに限る。）	総務大臣及び経済産業大臣に掲げる調査事業所に調査票を送付すること。	五の項第一欄に掲げる調査事業所に調査票を送付すること。	五の項第一欄に掲げる調査事業所から調査票を回収すること。	五の項第一欄に掲げる調査事業所に調査票を送付すること。	五の項第一欄に掲げる調査事業所に調査票を送付すること。
(1)	イ　調査用名簿に記載されていないもの ロ　次に掲げる全ての要件に該当するもの					

る企業の調査事業所として調査用名簿に記載されていること。

(2) 指定企業の調査事業所でないこと

ハ 次に掲げる全ての要件に該当するもの

(1) 本所となる調査事業所であるか又

は支所となる調査事業所であるかの  
別が不明であるものとして調査用名  
簿に記載されていること。

(2) 指定企業の調査事業所でないこと

ニ 次に掲げる全ての要件に該当するも

の

- (1) 本所となる調査事業所のみを有する企業の調査事業所として調査用名簿に記載されていること。

- (2) 指定企業の調査事業所であること。

第十条第二項中「総務大臣及び経済産業大臣の定める地域」を「積雪地域」に改める。

第十二条第一項の表一の項第四欄中「、及び」を「、」に、「応ずること」を「応じ、及び調査員の質問に答えること」に、「総務大臣及び経済産業大臣が定める地域」を「積雪地域」に改め、同表五の項第三欄中「企業」の下に「、外国の法人又は法人以外の団体」を加える。

#### 附 則

この省令は、公布の日から施行する。